

# 第 63 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

# 第63回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成28年1月18日（月）  
14時 から  
場 所 玉山総合事務所 3階 大会議室

## 次 第


- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 区長あいさつ
- 4 議事録署名員の選出
- 5 議事
  - (1) 報告
    - 報告第1号 盛岡市玉山区地域協議会の意見書に対する回答について（玉山分庁舎における教育委員会事務局体制の強化について）（説明者：中野教育次長）
    - 報告第2号 盛岡市立城内小学校閉校に関する要望書の提出について（説明者：杉本主幹兼課長補佐）
  - (2) 審議
    - ア 諮問事項
      - 審議第1号 辺地総合整備計画について（説明者：古館企画調整課長，村山参事兼玉山総合事務所総務課長）
      - 審議第2号 盛岡市総合交流ターミナル使用料等の見直しについて（説明者：小原玉山総合事務所事務長）
    - イ 自主的審議事項
      - 審議第3号 委員提案事項について（案件名：I G Rの利用促進と駅舎周辺の活性化について）
- 6 その他
- 7 閉会


## 盛岡市玉山区地域協議会 委員名簿

任期：平成26年2月13日～平成28年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
会長	竹 田 孝 男	新岩手農業協同組合正組合員
副会長	村 山 美 栄 子	盛岡市青少年問題協議会委員
委員	岩 崎 隆	元全国農協青年組織協議会副会長
委員	太 田 司	盛岡市P T A連合会副会長
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員
委員	櫻 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由勝	玉山区自治会連絡協議会会長
委員	竹 田 か づ 子	玉山区女性団体協議会会長
委員	玉 山 麻 美	公募委員
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会会長
委員	日 野 杉 勉	盛岡市社会福祉協議会評議員
委員	米 田 二 郎	元市議会議員
委員	皆 川 ミ エ 子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	湊 房 子	人権擁護委員

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成28年 3月 9日 議事録署名員 桜 輝夫 

平成28年 3月 9日 議事録署名員 齋 藤 勉 

# 議 事 録

## ○ 会議概要

### 1 会議名

第63回盛岡市玉山区地域協議会

### 2 開催日時

平成28年1月18日（月） 14時00分から16時30分

### 3 開催場所

玉山総合事務所 3階 大会議室

### 4 出席者 (37名)

委員 : 竹田孝男 委員 (会長), 村山美栄子 委員, 岩崎隆 委員, 太田司 委員  
(13名) 齋藤勲 委員, 櫻輝夫 委員, 佐々木由勝 委員, 竹田かづ子 委員  
玉山麻美 委員, 日野杉勉 委員, 米田二郎 委員, 皆川ミエ子 委員  
湊房子 委員  
(欠席者 駒井元 委員, 千葉進 委員)

市側出席者: 福田玉山区長, 小原事務長

(24名) (市長公室) 古舘企画調整課長, 藤澤企画調整課副主幹兼計画係長  
藤原企画調整課主任  
(教育委員会事務局) 中野教育次長, 大西学校教育課長  
杉本学務教職員課主幹兼課長補佐  
吉田学務教職員課副主幹兼学事助成係長  
山本生涯学習課長補佐  
大庭生涯学習課主査兼社会教育主事  
(玉山総合事務所) 村山参事兼総務課長, 鈴木税務住民課長  
中村健康福祉課長, 畠山産業振興課長  
泉館産業振興課主幹兼課長補佐, 水澤建設課長  
(教育委員会事務局 (玉山地区担当)) 石山学務教職員課副主幹兼玉山学校給  
食センター所長食センター所長  
(農業委員会事務局玉山分室) 米田副主幹  
(市民図書館) 千葉館長  
事務局 (玉山総務課) : 佐々木主幹兼課長補佐, 吉田主査, 佐藤主査  
加藤主任

### 5 傍聴者

高橋和夫市議  
マスコミ取材2社 盛岡タイムス, 岩手日報社,

## ○ 会議内容

### 1 開会

(小原事務長) 皆様大変ご苦労さまでございます。きょうは、天候が悪い中、足元が悪いところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、28年、年明け最初の地域協議会ということになります。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第63回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会につきましては、委員総数の半数以上で会議が成立するというところでございますが、現在委員15名中12名のご出席ということでございますので、会は成立しているということをご報告申し上げます。

なお、市で定めております審議会等の会議の公開に関する指針によりまして、会議は原則公開ということにしております。傍聴を認めることとしておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

### 2 会長あいさつ

(小原事務長) それでは、竹田会長からご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

(竹田会長) 第63回玉山区地域協議会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

1月も既に半ばを過ぎておりますが、委員の皆様方もご健勝で新しい年をお迎えになられたこととお喜び申し上げる次第でございます。

平成18年1月10日に盛岡市と玉山村が合併し、早くも10年が経過いたしました。去る1月9日には、合併10周年記念式典並びに祝賀会が開催され、多くの皆様方とこの10年を振り返り、市政のさらなる発展を願い、決意を新たにいたしましたところでございます。

本日は、ご案内申し上げておりますとおり、報告事項が2件、それから諮問事項が2件、それから自主的審議事項といたしまして1件を議題としております。委員の皆様方からは忌憚のないご意見をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(小原事務長) ありがとうございました。

### 3 区長あいさつ

(小原事務長) 引き続きまして、福田区長からご挨拶を申し上げます。

(福田区長) ご苦労さまでございます。ご挨拶を申し上げます。

松の内も過ぎたわけでございますけれども、皆様方には新しい年を健やかに迎えになられたことと、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

今このとおり雪が舞っておるわけですが、低気圧が急接近をいたしまして、これから大荒れの天候になるという予想がされておるわけですが、皆様方には足元の悪い中、しかもお忙しいところ、第63回の盛岡市玉山区地域協議会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。この協議会も新しい年になって初めての協議会でございます。改めまして、本年もよろしくお願い申し上げる次第でございます。

さて、先ほど会長さんからもお話がございましたとおり、盛岡市と玉山村の合併10周年記念式典並びに祝賀会が歴代委員の方々、多くの方々からご出席をいただきながら開催されたわけですが、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。この10年間にわたりましては、新市建設計画の実施などの面で課題も残っておるわけですが、新しい盛岡市としておおむね順調に推移してまいったところでございます。これも皆様にご理解、ご協力、ご支援をいただいておりますたまものと深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、今般、地域協議会委員の任期満了に伴いまして、皆様には引き続き委員へのご就任をお願いを申し上げておりますが、今後も皆様のご理解、ご支援を賜りながら、来年度からの新体制移行に至るまで円滑に進めてまいりたいと存じておりますので、変わらぬご配慮を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

本日は、報告事項2件、諮問事項2件、自主的審議事項1件を協議していただくこととしておりますが、皆様方のご忌憚のないご意見をいただきながらこの会をスムーズに進めただけならば、こう思いますので、よろしくお願い申し上げまして開会に当たりまして挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 4 議事録署名員の選出

(小原事務長) 次に、次第4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは竹田会長に議長をお務めいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(竹田会長) それでは、議事録署名員の選出でございますが、慣例によりまして私のほうから指名いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(竹田会長) 異議なしの声でございますので、それでは私から指名申し上げます。

齋藤勲委員、それから櫻輝夫委員、このご両名にお願いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### 5 議 事

##### (1) 報 告

(竹田会長) 続いて、議事に入ります。

最初に、報告案件ございます。報告第1号 盛岡市玉山区地域協議会の意見書に対する回答についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(中野教育次長) お疲れさまでございます。盛岡市教育委員会事務局教育次長の中野でございます。それでは、座って説明させていただきます。

平成27年12月1日付で地域協議会の皆様からご意見書の提出をいただきました。ご意見書につきましては、玉山区内におきます教育課題に対応するために教育委員会事務局の体制の充実強化を図って、課題の解消、それから未然防止に努めるように求めるということで、ご提案をいただいているところでございます。これに対する教育委員会の回答を説明させていただきます。

11月、前回の会議でもご説明いたしました。さまざま課題がある中で、教育委員会といたしましては、学校に対しまして指導主事の学校訪問、定期的な学校からの報告によりまして課題解決に当たっておるところでございます。これにつきましては、もともと指導主事に地区割りをいたしまして、玉山区担当の指導主事もおりますけれども、課題が大きくなりましてからは、1人ではなくて、組織といたしまして毎週複数で学校を訪問しながら課題解決に当たっております。昨今非常に教育の問題が高度化、複雑化する中では、担当1人の指導主事で課題解決に当たるよりは、組織として、全体として、課題解決に当たって指導するほうが効果的であるということで、この数カ月間、対応してきたところでございます。おかげさまをもちまして、大分落ちついてきて、いい方向に向かっているという、そういう報告を学校からいただいているところでございます。今後もこういう体制を続けながら、何とか課題解決に当たっていきたいと考えているところでございます。

と申しましても、全くこれまで課題がなかった、体制につきまして十分な体制であったというふうにも言い切れない部分がございます。特に、玉山事務所と教育委員会との連携が不十分だったのではないかとのご指摘もいただいたところでございまして、対応状況の中には記載しないですみましたのですけれども、これからは、さらに玉山事務所との連携を強化していきたいというふうに考えているところでございます。特に玉山事務所の中にも教育委員会の分室ということで職員が2名おります。その2名の職員が現在、主に学校給食、それからスクールバスの事務をしているところではございますが、今後はその分室の職員も窓口として活用しながら、さらに総合事務所に情報提供したり、さまざま協議をしながら連携の強化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

(竹田会長) ありがとうございます。

それでは、この報告に対しまして、ご意見のある方、挙手の上ご発言をいただきたいと思っております。ございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 提案者として一言だけ重ねてお願いを申し上げます。

解決の方向に向かっているというお話もありました。子供たち、3カ月、4カ月の授業



ボイコット、授業のおくれ、いまだに続いておる状況であります。なかなか教育委員会の把握のとおりにはなっておらないと、それが実態であります。したがって、今2名の分室について、特に20キロ以上離れている、今4校か5校ある玉山区に、人の配置をお願いしたところですが、指導主事等の指導強化を図るといようなお答えでありましたので、やむを得ないかなとは思いますが、災害のときもそうだったのですが、松川の氾濫のときも非常に対応がおくれました。それは、やはり昔の玉山村役場があった時代、総合事務所にかわって、体質の弱体化の中で発生しているわけです。特に学校の問題については、日本全体的にそうなのですけれども、いじめを初め、子供たちのいろんな活躍する、あるいはいろんな教育を受ける部分といいますか、団体みたいなものがたくさん出てきたり、学校だけでは無理な面も非常に多いのです。おわかりのとおりです。そういうような話がこれまでどおり、同様の対応をしてみたいというお答えをいただきましたけれども、ぜひ盛岡市全体の話はそのとおりであるのでしようけれども、玉山区については実際、一昨年の好摩、そして去年の渋民、これは追々と小規模の学校が統合されて2校になる予定なようでもありますけれども、なかなか昔と違った課題が出てまいりますので、今お話のあったような市長部局との連携、これは全国的に、あるいは県全体でもそういう文書通達とか、体制をやっているところも出てきました。盛岡もやっていると思いますけれども、玉山区の総合事務所が継続して残ることになりましたので、職員の配置が無理であれば、定期的な巡回の際には、市長部局である総合事務所との連携、これをぜひ、ここに書いていないのですけれども、次長さんのお話にありましたので、大いに期待をしたいと、これを強くお願いをして発言いたします。よろしく申し上げます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

太田委員。

(太田委員) 対策ということで、先ほどご提案いただいたとおりなのですが、1カ所だけではなくて、ピンポイントではなくて、例えば玉山区内いろいろな小中学校あるわけですが、そういうところも定期的に訪問していただくとか、そういうこともしていただければ、さらに未然に防げるのではないかなというふうに思っていますし、あとは先生たちだけではちょっと解決が難しいなという問題が昨今多いので、やはり保護者だったり、例えばPTA連合会だったりとか、そういうところとも連携していかないと、こういう学校の問題というのは課題解決していかないのではないかなというふうに思っているのです。そういうところも図りながらやっていったほうが、やっぱりいいのかなというふうに、私は、保護者的な目線から見ると感じるという面もありますので、そういうところも考えながら、いろいろ対策をしていただければなというふうに思っていますので、要望ということでよろしくお願いいいたします。

(竹田会長) ほかにございませんか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なければ、以上で本案件につきましては終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) では、そのようにさせていただきます。

説明者入れかえのため、少しお待ちいただきたいと思います。

それでは、報告第2号 盛岡市立城内小学校閉校に関する要望書の提出についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

要望書別紙について、本日配付となっておりますので、お手数ですが、資料の追加のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、盛岡市立城内小学校閉校に関する要望書の提出についてをご説明いたします。お手元に配付しております資料をごらんください。1、趣旨であります。盛岡市立城内小学校について、盛岡市小中学校適正配置基本計画に基づき、複式学級の解消について、保護者及び地域の方々と協議してきたところ、平成28年度末での閉校及び渋民小学校との統合について、合意形成が図られたので、ご報告するものであります。

2、経緯であります。城内小学校区の保護者や、地域住民の方々を対象とした説明会を、平成25年から26年にかけて開催し、意見交換を行ってまいりました。説明会の後は、保護者及び地域住民の方々と協議していただき、地域の総意として閉校もやむなしという結論に至り、平成27年11月10日付で城内自治会長、白沢自治会長、山谷川目自治会長及び城内小学校PTA会長の連名により、盛岡市立城内小学校閉校に関する要望書の提出があったものであります。

3、今後の予定であります。平成28年1月21日に、保護者や地域の方々を対象に閉校に関する説明会を行い、28年10月に、閉校について教育委員会定例会に付議、12月市議会に条例提案、29年3月に閉校式を開催する予定としております。

4、その他の(1)、閉校に関する要望書については、別添の資料をごらんください。これによりますと、城内小学校の閉校に際しては、城内小学校を平成29年3月末日まで存続させること、児童は城内小学校閉校後、渋民小学校に通学させ、中学校区は渋民中学校区に変更すること、あわせて閉校記念事業に係る補助金の交付が挙げられております。そのほか通学手段の確保、跡地利用、学童クラブの存続等について検討するよう要望されております。

なお、(2)として、城内小学校の児童数推移を記載しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(竹田会長) ありがとうございます。

それでは、これより委員の皆さんの質問、あるいはご意見を伺いたいと思います。湊委員。

(湊委員) 地域住民の方が納得してということですのでけれども、渋民小学校、渋民中学校への通学ということになるようですけれども、この玉山地域には、玉山区というか玉山には玉山小学校もあるわけですけれども、そちらのほうとの関連はどのようになるのか、今見通しがあるのであれば教えていただきたいと思います。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 玉山小学校の今後の見通しということによろしいでしょうか。

(湊委員) はい。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 玉山小学校の学区についても説明会は開催しております。いろいろ意見がございますので、今後も引き続いて、今のところは、いつというめど等は一切立っておりませんので、今後も説明を続けていきたいというふうに考えております。以上です。

(竹田会長) ほかに、  
櫻委員。

(櫻委員) 参考までにお聞きしたいと思いますが、いろいろ地域の自治会、あるいは地元PTAの皆さんが賛成しているのだからいいと思いますけれども、やはり反対とか、そういうようなことはないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 地域のほう、特にPTAのほうからは、一日でも早く渋小へという意見を最初から頂戴しておりましたので。地域のほうの説明、例えばまとめについても、自治会長さん中心にさせていただいたと。今おいでの太田会長さんにもかなりお願いをしたところがございますので。

(櫻委員) はい、わかりました。

あともう一つ、参考資料を見ると、何か28年度3名ぐらいふえているようすけれども、24年度からの資料をいただいて見ておりますが、生出の場合でも、この参考資料を出した時点から、きょう学校に電話かけて聞いたら、来年度の生徒数が42名というようにふえておるようです。適正化の趣旨はわかりますけれども、何名ぐらいまでならば、市のほうでも絶対やってほしいのだというような方針、多分あると思うのですけれども、その辺お聞かせをいただきたいと思います。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 人数については、現在は複式学級になっているということでもって、複式を解消したいのだというふうに考えておりますので、小学校でいうと1年生と2年生、これが8人以下であれば複式学級になりますし、1年生を含まない学年であれば、例えば2年生、3年生とか、3年生、4年生であれば16人までは複式学級となり

ますので、明確に何学年が何人だからということではなくて、例えば上下を見て何人ということ、最高だと複式学級であれば、例えば各学年が全部あるとすれば1年生が9人だとすると、それは複式学級ではなくて1つの学級になりますので、2年生以上、2、3、4、5でもって足してどうなるかということになりますので、例えば3学年が複式だとか、あるいは1つの学年がすっかり抜けている、在校生がいない場合もありますので、例えば極端な例だと2学年とか、そういう場合も考えられますので、はっきりと何人だからというのは、もちろんふえればふえるにこしたことはなくて、複式がそれでなくなればいいのですけれども、なかなかそういう状況でもないところもありますので、今のところは複式学級であるということ、複式を解消していきたいのだということ、説明を行っております。この資料についても、ふえるというふうに見えるところもありますけれども、学区にいるお子さんが、住んでいるお子さんが、そのままその学区に上がった場合は、というふうな形になりますので、そこもちょっと動く可能性も出てまいりますので、そのとおりではないということでございます。

(櫻委員) はい、わかりました。いろいろ児童館とか、そういうような兼ね合いもありますので、地域で検討することと思っておりますので、ありがとうございました。

(竹田会長) ほかにございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) これもちょっと教えてほしいわけですが、小規模校の統合する相手については、教育委員会には基本方向があったように思います。今回は、地域の皆様方が話し合いをして済民小学校あるいは中学校にという基本どおりの格好になっているようですが、まだまだ小規模校あるわけです。これらについても地域の皆様方と話し合いをして、いや我々はあそこに行きたいとか、いやこのままでいきたいとか、そういう要望が出ると思うのです。それは聞き入れていただく方向にあるのかどうか。ちょっと答えにくい場面もあると思うのですが、そういったような情報があれば、あくまでも地域の皆様方の要望どおりやりますというのか、いや最終的には基本方向どおり進めていくとか、その辺の話、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 今の状況では、劇的に児童生徒数が回復をするというのですか、昔のように、我々が子供のときのようにならぬという状況は考えにくい。これは、全国どこでもそうです。そうすると、だんだんに減っていく傾向である。そうした場合には、より小さな規模であった学校がどんどん小さくなっていく。これは、玉山区ばかりではなくて、盛岡のほうでも、既に今年度末に川目小学校が7人という規模でございますし、その前に浅岸等々でございます。都南地区のほうも大体のところは、もう全て統廃合してしまいました。玉山についても実際に、こう少なくなってきて複式である。今度それがどこの学校に、例えば中学校とか小学校を見た場合に、我々のほうでは、まずは学区を飛び越えて、ぴよんとほかのところ、というのは考えにくい。ただし、外山小学校、藪中のように、街道沿いに来ると途中で米内小中があって、それを飛び越えて玉中だとかという話は

ちょっとないので、そこは近いところに行くというような考え。できれば学区が隣り合ったところに行っていただきたい。

あともう一つは、地域性を考えると、よりその、例えば同じ区の中であるとか、そういうふうな基本的な考えは持っています。ですので、城内についても渋小、大規模校のほうと一緒に、ただし隣に、また違う学区が挟まれたような場合ですと、我々のほうではどちらにという案は示しますが、地域の保護者の方の総意、保護者の方と地域の方が考えて、例えばこっちのほうに、こういうふうに、という考えは、もちろん私のほうでも検討する余地はあると考えています。ただし、それが個人で、こう行ったり、こう行ったりというのはちょっと余りにもそれはあれなので、できれば地域のほう全体で、保護者と地域のほうの方、まとまってどうしたいということは相談していかなければいけないのであろうと。もしそれが総意であれば、こちらのほうで無理矢理こっちに、というふうな案はなかなかしがないものではないかなということなので、まとまるまでにも結構時間はかかってしまうと思いますし、何年かたつと子供たちのことですので、中学校であれば3年で卒業しますし、小学校でも6年あると入れかわりますので、その間にいろいろ保護者さんの考えとかも変わってくる可能性もありますので、そこはちょっと相談しながらということになるかと思います。ですので、無理矢理どこにというよりは、いろいろご相談しながらどっちがいいだろうということやっていきたいというスタンスでございます。よろしいでしょうか。

(竹田会長) ほかに。

齋藤委員。

(齋藤委員) これは城内小学校ですが、多分、城内小学校が決まるとほかの学校も加速すると思うのですが、私の方は巻堀小学校です。おとしですか、課長さんがおいでになっているいろいろ説明をいただきました。そして、比較的早くということでしたが、その後何もありませんので、地元でもいつごろかなと思ってまして、もう一回本当にするのかどうか、後でまたいらしてご説明いただければと思います。PTAも地域も本当になるのかなと、かなり疑心暗鬼なものですから、よろしくお願いします。

(杉本学校教職員課主幹兼課長補佐) 日程調整をして、皆さんのご予定を聞きながら行きたいなというふうに我々も考えておりましたので、ちょっと1年間ぐらいPTAさんのほうにお任せっきりというところもありますので、各学校でも今どうなのだろうというところがあるかに聞いております。そこは、こちらのほうで検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

(竹田会長) ほかにございませんか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) それでは、ないようでございますので、以上でこの報告第2号についての質疑は

打ち切りたいと思います。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」 の声 )

(竹田会長) それでは、報告第2号は以上をもちまして終わりいたします。  
説明者の皆さん、ご苦労さまでした。

## (2) 審 議

(竹田会長) それでは、続きまして(2)の審議として諮問事項2つございます。  
まず最初に、審議第1号といたしまして、辺地総合整備計画についてを議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

(古館企画調整課長) 企画調整課、古館と申します。よろしくお願いたします。辺地総合整備計画についてでありますけれども、資料にございます姫神、前田高木、玉山、上日戸、藪川の5つの地域が辺地に該当するというので、この5つの辺地に係る総合整備計画を新たに策定しようとするものでございます。項目の1番に策定の目的ということでございますけれども、地域間の生活文化水準の格差是正を目的に、財政上の特別措置が得られるという法律に基づきまして策定するものでございます。

項目の2番、計画期間でございますけれども、平成28年度から32年までの5カ年といたしております。

整備計画の内容につきましては、別紙1—1から別紙1—5ということでございます。

それから、事業の一覧については、別紙2、位置図については別紙3ということで後ほど説明させていただきます。

項目5番の事業費、それから辺地対策事業債の概要でございますけれども、12の事業に対しまして事業費が5カ年で約11億9,500万、それに係る辺地対策事業債が7億300万ということで見込んでいるところでございます。

裏面の2ページ目をごらんいただきたいと思ひます。本日資料を修正、追加ということで配付してございますので、本日配付したものをごらんいただきたいと思ひます。参考の欄につきましては、27年度、今年度まで進めている辺地総合整備計画の中身についてでございますけれども、15の事業について事業費9億7,200万、辺地債6億6,700万ということで参考までに掲載しているものでございまして、その内容については別紙4、別紙5と本日追加した資料ということになりますので、こちらのほうは参考までにごらんいただければと思ひます。

それから、項目6番、今後の予定というところでは、この辺地総合整備計画については議会での議決が必要となっておりますので、3月の市議会定例会に議案を提出することとしているものでございます。

3ページ目の辺地総合整備計画については、法律の規定等を掲載してございますので、参考にしていただければというふうに思ひます。

それでは、別紙のほうをごらんいただきたいと思います。別紙1—1から1—5がそれぞれの地域に係る辺地総合整備計画書ということで、その案でございます。別紙1—1が右上のほうに書いてありますけれども、岩手県盛岡市姫神辺地ということで、姫神の計画書ということになります。項目1番では、辺地度の点数等も記しております。

項目2番のところでは、公共的施設の整備を必要とする事情ということで、(1)では除雪機械の整備が必要である、(2)では集会施設を改修する必要があるというようなことで、項目3番にありますように除雪機械、その他集会施設、その他集会施設といえますのは姫神地区振興センターでございます。これらを5カ年の間に辺地対策事業債を活用して事業を進めるというものでございます。ここで事業費と財源の内訳がございまして、特定財源、除雪機械については社会資本整備総合交付金等の別な財源も見込んでおります。一般財源がありまして、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額ということで計画書のほうは整理しているものでございます。

次のページ、別紙1—2でございます。こちらのほうは、前田高木でございますけれども、市道の整備でございます。内容については、後ほどまたご説明いたします。

別紙1—3、玉山辺地ということで、こちらは市道2路線でございます。

次のページでございますけれども、別紙1—4、上日戸でございます。こちらは、市道と観光レクリエーション施設ということで、桜の里の整備に係るものでございます。

次に、別紙1—5ですけれども、藪川ということで、こちらは市道、公民館、それから、その他集会施設ということで、岩洞生活改善センター、それから消防施設ということでポンプつき車両でございます。

それでは、別紙2をごらんいただきたいと思います。今、総合整備計画書案をお示しいたしましたけれども、具体の事業の中身でございます。別紙2の左のところに辺地ということで、初めに姫神でございます。こちらが事業名のところにありますように、除雪ドザーの購入事業、これは右の欄に事業が必要な理由ということでありますけれども、県から払い下げを受けていたものですが、初年度から30年を経過するものということで、今回更新しようとするものでございます。

2つ目が姫神地区振興センターの大規模改修事業、こちらについては、理由の欄にございますが、盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画の案に新たに位置づけられる予定としているものですが、大規模改修を行って施設の長寿命化を図るという事業でございます。加えて、簡易水洗を整備しようとするものでございます。

次が前田高木でございますけれども、市道前田岩洞湖線ということで、バスのすれ違いに支障が生じている箇所があるということで、道路の拡幅を一部行うという内容でございます。

次が玉山辺地でございます。市道二子沢線、星印がついておりますけれども、新市建設計画事業という印でございます。こちらは、平成28年から32年までの5カ年の計画でございますけれども、新市建設計画では33年度までということでございます。辺地計画では5カ年の計画としておりますので、32年度のところでとりあえず区切っております。道路の舗装改良を行う路線でございます。次に、市道山谷川目線でございます。こちらは、道路の拡幅を数カ所行うということで、概要のところに記載がございまして、3カ所程度を見込んでおります。こちらでも車両のすれ違いに支障を来している箇所

でございます。

次のページでございます。上日戸でございますけれども、市道日戸柴沢線、こちらも待避所を3カ所、それからカーブ区間の1カ所の拡幅でございますけれども、こちらは桜の里整備事業との関係もございます。大型車両の通行も見込まれるということから、狭い区間を整備するという内容になっております。

次が桜の里整備事業、こちらも新市建設計画に位置づけられている事業になりますけれども、事業自体は平成24年度から進められておまして、28年度、来年度で完了する予定でございます。来年度は、遊歩道、展望台地、あずまや、トイレ等を整備するという内容にしております。

次に、藪川でございます。市道一の渡岩洞湖線、こちらも新市建設計画の事業でございます。こちらも新市建設計画では36年度までを想定しておりますけれども、辺地総合整備計画では5カ年ということで32年度までで区切っております。道路の舗装改良というふうな事業でございます。

次の市道大の平線でございます。これは、側溝部分の破損が著しいということで改修するものでございます。

次に、藪川地区公民館移転整備事業、これは28、29年度の2カ年で予定している事業でございますけれども、旧外山小学校の校舎を解体いたしまして、そこに公民館を新築移転するというところでございます。あわせて、出張所も整備するわけですが、こちらは公民館の移転整備に係るものということでございます。

次に、岩洞生活改善センター大規模改修事業、こちら理由の欄にございますけれども、公共施設保有最適化・長寿命化中期計画の案に新たに位置づけられる予定のもので長寿命化を図ることと、簡易水洗のトイレを整備するというところで予定している事業でございます。

最後になりますが、消防施設整備事業、町村地区でございますけれども、消防車両が24年経過して老朽化が著しいということで更新しようとするものでございます。

以上、12事業で事業費が11億9,548万8,000円、辺地債を7億300万と見込んでおります。

次の別紙3は、それぞれ事業の実施箇所位置図でございますので、参考にしていただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

(竹田会長) 説明が終わりました。

これより皆さんから質問、ご意見等を承りたいと思います。ございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) この辺地総合整備計画については、前の計画のときに中核都市に辺地はない、この計画はやめましようねという提案がこの地域協議会にありました。大議論をした結果、一般財源でできるものはやりますと、こういうような提案で諮問をされたわけですが、大分委員の方々変わっているのですけれども、大議論した前回の計画でした。それが功を奏したといいますか、市の皆様方にご理解をいただいて、今回、次の5年の計画が出てきたわけですが、非常にほっといたしております。中核市にも辺地はあります。岩手県



にもたくさんあります。これを一般財源でやるとなると、この11億、10億以上の額を盛岡市としてもなかなか確保はできない。今回、国の非常に低利な優位な資金でこのような計画ができるわけですので、大歓迎ということにしたいと思います。

具体的には、ぜひ地域の皆様方にご相談をいただきながら事業計画をつくっていただきたいという要望と御礼を兼ねまして、発言にさせていただきます。ありがとうございました。

(竹田会長) ほかにございませんか。

湊委員。

(湊委員) 薮川地区ですけれども、外山小学校と薮川中学校が閉校になったことに伴う整備とあるわけなのですが、外山小学校の跡地を利用するということですが、薮川中学校は、あそこたしか耐震工事などもやった校舎だったと思っておりますけれども、その活用とか、そういうものがもし今時点で何か計画されているのか、もしくは前に資料いただいた中の取り壊しに入っていたのか、教えていただきたいと思います。

(山本生涯学習課長補佐) 生涯学習課でございます。薮川中学校の校舎につきましては、今のところ解体等の予定はまだ計画としてはございません。

利用の計画につきましては、今その活用案について検討中ということでございます。具体的なところは、ちょっと今お示しできるものはまだございませんので、申しわけございませんが。

(湊委員) 何かあそこはもったいない学校というか、建物的に非常にお金をかけて改築をした校舎ですので、何とかいい方向に利活用する方向で検討していただきたいと思います。

(竹田会長) どうぞ。

(村山参事兼総務課長) 私、税務住民課のときに、この件について一緒に地元の人たちと話し合いをした者でございます。確かに薮川中学校は耐震の工事をして、そういう面では建物的にはそういうような建物なわけですが、高台にあるとか、日陰にあるとか、そういったものもございまして、跡地利用の中で、地元からは、ぜひ外山小学校のほう、見晴らしのいいそっちのほうで何か利用したいという要望があって、改築の話とか、いろいろやってきたわけですが、最後に辺地計画によって新築できるということが判明いたしまして、外山小学校に公民館、そして出張所を兼ねた建物をつくりましょうということでお話がついて今回の計画ということでございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。ありませんか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なしの声がございます。

それでは、審議案件の第1号、辺地総合整備計画については以上で終わりたいと思います。報告第1号は原案のとおり可とすることで決定いたします。

続いて、審議案件の第2号、盛岡市総合交流ターミナル使用料等の見直しについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

(小原事務長) 説明をさせていただきます。失礼ですが、座ったままで説明させていただきます。

玉山総合事務所の産業振興課が担当してございますが、本日お諮りさせていただきますのは、市の総合交流ターミナル、ユートランド姫神の使用料等の見直しについてということでございます。使用料の見直しにつきましては大きく2つございます。見直しの趣旨でございますけれども、第1に、宿泊施設の1つの部屋の人数区分の改定、それから2つ目として、クアハウス、お風呂の使用料の改定ということでございます。

資料をごらんをいただきたいと思います。まず、趣旨でございますけれども、宿泊施設の1室の人数区分等の改定につきまして、資料1の(1)にありますように、繁忙期の団体客利用に対応するため、盛岡市の旅館業法施行条例に定める定数の範囲内におきまして、1室の人数の上限を拡大するとともに、その使用料を定めるものでございます。

次に、クアハウスの使用料改定についてでございますけれども、(2)にありますように、平成10年のユートランド姫神開館以来、クアハウスの使用料を据え置いてきたところでございますけれども、諸経費等が増嵩しておりますことから、他の温泉施設の使用料の状況も勘案いたしまして使用料を改定し、今後の施設の安定した維持管理を図りたい。また、これまで回数券発行による使用を指定管理者が独自に実施してきたところでございますけれども、回数券発行が施設の利用促進に効果があると認められることから、一層の回数券使用の適切な促進を図るために、回数使用に係る規定を新たに条例に加えようとするものでございます。

なお、回数券の使用につきましては、他の市の施設、ゆびあすでございますけれども、回数券使用に係る規定を条例に盛り込んでいるということでございますので、その条例との整合をとるという面もあるものでございます。

次に、見直しの具体的な内容でございます。2番でございますけれども、(1)の宿泊施設の1室の人数区分等の改定に記載してあります表をごらんをいただきたいと存じます。この表では、普通洋室、特別洋室、和室の1室の人数と1人1泊の料金を改定前と改定後に分けて記載をしております。今回の見直しにおいて、現行の1室の定員が普通洋室が2人、特別洋室及び和室が4人となっておりますところ、普通洋室を3人、特別洋室及び和室を5人に拡大するとともに、1人1泊に係る使用料を普通洋室1室3人利用の場合は7,080円、特別洋室5人利用の場合1万1,700円、和室5人利用の場合7,080円と定めるものでございます。その他、従来から規定されている使用料については、変更はないものでございます。

なお、これらの改定による使用料につきましては、これはあくまで上限額ということでございまして、この使用料の範囲内におきまして指定管理者が市長の承認を得て、実際に

宿泊者からいただく利用料金を定めてまいるといふものでございます。

また、ちょっと資料には記載してございませんけれども、これらの使用料につきましては1人1泊の素泊まりの場合ということでございまして、食事の提供を受ける場合、あるいは土曜日等休日の前日等の利用の場合、料金の加算等が条例の中で規定されているといふものでございます。

続きまして、クアハウスの使用料の改定の内容についてでございます。資料の裏面のほうになります。改定前の現在の状況でございますけれども、中学生以上の方は1人1回につき500円、小学校児童以下の方は1人1回につき、その半額の250円と、こうなっているところでございます。改定後におきましては、それぞれ600円と300円になるというものでございます。

また、回数使用につきましては、現在は条例に規定されていないところでございますけれども、条例に規定することといたしまして、中学生以上の方は10回につき5,400円、小学校児童以下の方は10回につき2,700円とするものでございます。

なお、これらの使用料の改定により、指定管理者が市長の承認を得て定め、実際に利用者からいただく利用料金につきましては、先ほど部屋のほうでも申し上げましたが、周辺の同種施設の状況も勘案しながら、市長の承認を得て、この料金の範囲の中で定めていくということになるものでございます。

なお、3のところでございますけれども、見直し実施期日でございますが、本年の4月1日を予定しているところでございます。

なお、これにはちょっと出ておりませんが、今後の予定といたしまして、本件は条例の改正ということになりますので、市議会3月議会に提案をいたしまして議決をいただいた後に実施ということになるものでございます。

説明は以上でございます。

(竹田会長) それでは、委員の皆さんから質問あるいはご意見を承りたいと思います。  
櫻委員。

(櫻委員) これは、素泊まりとお聞きしましたけれども、参考までに近くにいろいろ宿泊、温泉等もあるようですが、もしわかっていけば近隣の料金も教えていただければと思いますけれども。

(畠山産業振興課長) 近隣にいろんな宿泊施設がありますが、素泊まりの場合はなかなか……全ての施設は把握しておりませんが、パンフレット等取り寄せて調べてはみたのですが、食事が入ったり、何かとセットになったいろんな商品がありまして、素泊まりというのは近くの施設についてはこちらのほうで押さえているところはございません。

(櫻委員) いや、何か参考にしているかと思っておりますけれども、何か高いような気がして。

(畠山産業振興課長) 条例に規定している料金は上限額でございます。この範囲内で施設指定管理者であるたまやま振興が独自にこれより低い値段で設定しておりまして、今現在ユー

トランドの場合は洋室でありますと1人で泊まる場合は5,500円、2人以上であれば4,500円という素泊まり料金になっております。和室も同様に1名利用で5,500円で2名以上であれば4,500円と、特別室はちょっと高くなりますけれども、この範囲内で設定しているという状況でございます。

(櫻委員) それぐらいだったらわかりますけれども、何か8,000円とか7,000円ということになれば、ちょっと高いような気がしたから。

あとユートランド、部屋は何室ぐらいありますか。

(畠山産業振興課長) 普通洋室が5室です。それから、和室が12室、特別室が1室という状況で、全部で18室で定員が80名という状況でございます。

(櫻委員) それで、やはり満室になったりすることはあるわけですか。

(畠山産業振興課長) 26年度の状況で申しますと、満室になるということはなかったのですが、稼働率で申し上げますと26年度で35.69%という年間稼働率です。4割弱という状況でございます。

(櫻委員) くどく聞いて申しわけありませんけれども、すると例えば1日の部屋の稼働、そして年間のトータルとったら平均どれぐらいになるものか。

(畠山産業振興課長) 年度別に申しますと、27年度で1日平均の利用者数としては13.7人ということで、稼働率で17.1%ということになっております。26年度が平均利用者数が11.4人で稼働率で14.3%、おおむねそんなような状況で例年……

(櫻委員) 部屋の使用。

(泉館産業振興課主幹兼課長補佐) ちょっと私のほうから。産業振興課の泉館といいます。先ほど1日平均の利用者の27年度13.7人となりますけれども、稼働率、これは定員稼働率とした場合に17.1%、定員稼働率というのは延べ宿泊者数を総収容人数で割った場合に17.1%という稼働率になります。

それで、客室のほうは27年度12月までですけれども、今のところ、これは利用客室数を総客室数で割った数字ですけれども、これが38.95%ということで数字が上がりますので、例えば27年度につきましては12月まででまず4,950室利用できたわけですが、そのうち実際に使われたのが1,928室という形になっています。ということで、38.95%、それから26年度は1年間通しまして6,570の部屋があるわけですが、そのうち2,345の部屋を使われまして、35.69%の稼働率というような形になっています。あと26年度の定員稼働率のほうは、1日当たり11.4人が利用してまして、14.3%の定員稼働率ということになっております。

(櫻委員) そうすると、随分宿泊は少ないということがうかがえるわけだ。

(竹田会長) どうぞ。

(泉館産業振興課主幹兼課長補佐) 少ないかどうか、ちょっと評価にいろいろな考え方があると思いますけれども、実は24年度の定員の稼働率が26.7%でございまして、25年度が26.8%でございました。26年度から35.69というような形で、ちょっと上がってきておりますので、そういう傾向も見ていただければと思っております。

(櫻委員) いや、何かお話を聞けば、赤字などがあって、随分人件費の削減とか、いろいろこうやっているというお話を聞いているわけだけれども、やはり部屋の稼働、泊まり客の稼働が少ないとどうしても風呂なんか500円取っても幾らでもないのだから、その辺私が言わなくても検討はしているとは思っただけだけれども、何年たってもといたしますか、人件費にだけこだわって、部屋のほうとか、そっちのほうは余り考えていないというか、ちょっと疑問に思う点もあるわけですが、そういうようなことはわかれば。

(小原事務長) いろいろと今お話しのように、なかなか稼働率が上がらないとか、ユートランドの経営そのものが、例えば宿泊のほうで、言葉はあれですけども、足を引っ張っている部分があるのではないかと、いろいろとご指摘はあるところです。先ほど申し上げましたように、やはり指定管理者のたまやま振興のほうでも頑張っ、いろいろと何とか宿泊者をふやそうということで、特に最近ふえておりますのは、温泉客もさることながら、ビジネス客に結構利用していただいているというところでございます。先ほど実際の料金は5,500円であるとか4,500円とお話をさせていただきましたけれども、そういったものもビジネス客を取り込むためには、その程度の料金設定も必要だということで検討した結果でございます。

あとは、例えばずっと続けてというわけではありませんが、スポーツ合宿を誘致したりとか、いろいろと工夫をしながら何とか宿泊客を伸ばそうということで現在やっているところでございます。

今回の条例の改正については、先ほど来申し上げておりますが、あくまで条例の定員が4人となっていたところを、実際には5人以上泊まれる部屋だということで、条例上も定員を改定して、条例を改定して、部屋の人数をふやすということでございまして、今回は実際の料金の変更につながるものではないということでございます。

(櫻委員) あともう一つは、もう私何回も申し上げておりますけれども、何か宴会の、日帰りの、あの部屋だと和室1つ、あと研修室のほうかな。あれではちょっと使うほうとして、部屋も狭いし、どうしてもユートランドを使いたくてもちょっと狭いとか、あるいは従業員が飲み物を頼んでも、かなりの時間たないと持ってこないとか、そういうサービス面ということも私はあると思いますけれども、近く、隣に取締役いたところで、ちょっとしゃべるのもあれなのですけれども、もうちょっとその辺も検討したほうがユートランドのためになるのではないかなと。計画の中にも、リニューアルとかというのがもう3年前

から話があるわけですがけれども、本庁のほうに聞くと、いやこれは産業振興課のほうの仕事だということで、何か一向にその兆しが見えないように思いますけれども、そういうようなことは、もうせつかく使える予算があるようですが、何か計画を立てないということはどういうふうなわけか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(泉館産業振興課主幹兼課長補佐) リニューアルの関係なのですけれども、これは生出地域エコタウン事業という事業の中で考えられているもので、総額が大体2,500万ということでございまして、現在の建物をこの金額で増築するとか、あるいは中の敷居を取り払って部屋を広げるというのはなかなか厳しいというようなことで、指定管理者とも相談してきた中で、玄関付近の雪を何とか凍らないようにしてもらいたいということと、あとはやっぱりクアハウス、開館以来手が入ってなくて、修繕、相当必要な部分があります。ご存じのとおり、年間10万人以上の方ご利用いただいているというような施設で、盛岡市内でも有数の日帰りの施設でございまして、この機会にいろいろ修繕していかないとまずいなというようなことで、大体1,700万かそのぐらいになるかと思っておりますけれども、まず風呂の修繕に充てるというようなことで計画しております、実際にお風呂のほうは裏側のほうにもっと相当機械がありまして、そちらのほうはまた別途予算になりますけれども、とりあえずは浴槽の近辺というようなことになります。当初、もう今年度あたりにはできている予定だったのですが、この事業につきましては財源が一般財源しかないというようなことで、エコタウン事業の大きな部分につきましては、合併特例債を使うということなのですけれども、ユートランド関連は全て一般財源というようなことが示されていまして、どうしても財政の絡みもあって、ほかの事業を先にやってくださいというようなことが財政当局、その他からもありまして、仕方がなくといいますか、泣く泣くおこなっている。クアハウスの改修につきましては、29年度を予定しているところでございます。

以上でございます。

(櫻委員) わかりました。その予算とか、いろいろエコタウンのほうで今使えないというお話もありましたけれども、私たちもまちづくり会もありますので、市長のほうにも要望申し上げたりして、何とかユートランドはもっと皆さんから使ってもらえるような会議室を設置したりしていただければと日常思っているわけですので、協力をしますので、計画を立ててもらわないことには、こっちも要望とかできませんので、やっぱりもう少し内部で前進するような考え方でやっていただければと思います。

以上です。

(小原事務長) ありがとうございます。今のご意見、地元のご意見でございますので、参考にさせていただきながらということでございます。何とか利用者をふやして、なおかつ収益も上げていきたい。先ほどのクアハウスの料金改定などは、やはり経費がかなりかさんできているということもありますので、利用料を若干上げさせていただいて、近隣のお風呂も大体そのような料金になりますので、そういう形でやっていきたい。

それから、宿泊の部屋の場合と同じでございますけれども、先ほど回数券5,400円と申し上げましたが、これはあくまでやはり上限ということになりますので、実際には回数券の

料金につきましては近隣の状況を見て、それ以内のところで指定管理者のほうで検討をして定めるということになろうかなというふうに考えております。

まず、今後とも頑張ってもらいますので、よろしくお願いいたします。

(竹田会長) ほかにございませんか。

佐々木委員。

(佐々木委員) 盛岡の唯一の公共温泉施設です。旧市内の皆様方にも非常に利用していただいたり、産直を含めて楽しみにしている方々が非常に多いわけです。しかし、経営的には倒産寸前だと思います。出資金まで手をつけて、半分以上使っています。うまくいって1年か2年で倒産という状況ではないかなと思っておりますが、そういった中で料金の改正という、条例ですからという話ですけども、よくわからないのは条例が出れば非常に広く周知されます。5,500円が実際であれば、5,500円で条例つくってはだめなのですか。それが1つ。

風呂は、1年間、他は600円以上に上げたのですけれども、公共温泉ということで500円で1年頑張った。その結果、風呂のお客さんはふえているのです。あるいは社員も非常に勉強して頑張って、給料を下げられながら頑張ってやっていただいております。どうもその中身的に経営がまずいのではないかと。たまやま振興が悪いと言えはそのとおり、お目付役の役所が悪いと言え役所、やっぱり抜本的な今に合った経営をしていかなければいけないと思っておりますけれども、今櫻さんおっしゃるように非常にもったいない施設であります。我々玉山区民、率先して利用していかなければならないのですが、今もしかしたら旧市内の皆さんのほうが宿泊も温泉も使っていると思います。敬老会、新年会、いろんな場面で使っていただいております。そういった中で、素泊まりで8,235円なんてべらぼうな額なんです。つなぎ温泉でもこんなところないです。これ5,500円とかにできないのですか、その実際の額に、それが1つ。

それから、3人目、5人目にして、4人も5人も1万1,700円、7,080円ということは、これは普通の商売人であればこんなことしません。6,500円です、5人目は。これ役所の人だから、こう考えるのです。もう少し商売の、市長なんか商売人ですから、ちょっと市長に相談して、これはまともな額ではない、5人目の額が。できれば実際の5,500円なり6,000円なりに落とした条例にしておかないと、お客さんにアピールはできないのではないかなと。温泉料については、1年我慢してもらったということもあって、みんなに合わせるという意味ではしようがないとしても、ちょっとこの宿泊料金の額について、私が認識できないのか、何か根拠が、別に条例か何かであるのかどうか、その辺、ちょっと教えてください。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(畠山産業振興課長) 確かに条例上の上限額は、実際の利用料金よりかなり高く設定されてございます。これは、当初、平成10年にオープンしたときに設定した額から変更していないという部分があります。当初は例えば洋室1名利用であれば、実際の利用料金が条例上は

7,000円であったものを6,100円というふうに設定しておりましたが、やはり年々デフレ等の傾向がございまして、周りも下がったり、あるいは、当初は観光客とか地元の方々の宴会客が多かったのですけれども、どんどんビジネス客と申しますか、顧客層が変わってきているということもございまして、今は下がってきているという状況です。これがまた上がることも当然考えられますので、今、条例と実際の料金が離れておりますけれども、条例の場合、ここを今下げてしまうと、次に上げるというのはなかなか難しいのかなということもございまして、とりあえず上限は上限として、実際の運用のほうで指定管理者と協議しながら適正な値段で設定して、当面はいきたいなという状況でございまして、今回金額は変えないで、区分だけを条例のほうを変えたいなというところでございますので、今後の状況を見まして、どうしてもイメージが悪いという、かけなれているというような指摘があれば、実際の条例の金額のほうも変更の検討をしていきたいと思っております。

(佐々木委員) 5人目と3人目が同じということはありませんか、こんなの。何でこんな額出てくるのですか。

(畠山産業振興課長) ここは、実際ユートランドのほうで設定している利用料金がそのような形で、実際にもうやっているという状況でございまして、ここはあえて下げなくてもいいのかなど。例えば和室について言いますと、1名の場合が5,500円で2名以上につきましては全て1人4,500円という設定をしております。条例上は、細かく分かれていますけれども、やはりわかりやすい料金体制ということで、お客さんに対して示すときには、1名だけはちょっと高く設定しまして、あとは団体というか複数で利用する場合は同じ料金体制にしたいということで協議がありまして、それで承認しているという状況でございます。

(佐々木委員) 条例だから高くやらなければならないという理屈がまずわからない。商人の皆様方もいっぱいいるのですけれども、こんなご商売ではとてもではないが、合わないのです。きちっと5,500円、6,000円に条例も変える。油か何かでどんと上がったら上げればいいではないですか。条例改正なんていうのは、議会の先生も来ているけれども、提案したらすぐ直せるのではないですか。こんなわけのわからない条例ではなくて、今使っている額、その素泊まりの額で条例化するべき。

それから、4人と5人のことで額を出すのであれば、同じということはない。どうせこれ条例なのでしょう。実際は1人以外は全部一緒なのでしょう。それならそうしてもいいのですけれども、今おっしゃるように、理屈的にこう書くとすれば、少なくとも5人目は6,500円ぐらいにしないと理屈合わないのではない。いや、我々素人だからと軽く説明したと思っておりますけれども、ご商人いっぱいいますよ、畠山さん。これ出直して検討してください。これは通らない、きっと。恥ずかしくてオーケーするわけにいかないと思いますが、そういう理屈わかりますが、何か理屈があるのでなくて、形だけそうするという話ですよ。形だけであれば、せめて6,500円ぐらいにしたら、そこだけ納得できますけれども、どうですか。



(**畠山産業振興課長**) 済みません。実際の条例の形となりますと、区分が若干変わります、例えば洋室でありますと一番左側の条例のところ、改定後は1人8,235円、2人が7,080円、3人が7,080円という資料をお示ししておりますけれども、実際の条例は1人が8,235円、次が2人、または3人で7,080円というふうな条例の形になります。特別洋室と和室につきましても1人、2人、3人までは同じですが、現在4人目が改正前のでありますけれども、今度改正後は4人、または5人というふうな条例の形になる予定でございます。それで、ここ、何で変えないかということになりますと、4人であっても5人であっても料金差を現在実際つけておりませんので、つけなくてもいいのではないかなという形で、そのような条例にしたいということでございます。

(**佐々木委員**) 4つ床とるか、5つ床とるか、まるで違うのです、これ。竹田かづ子社長に聞けばわかるけれども、6人入れたらこれ全然違うのです。だから、今回5人にふやしますと言っている以上は、その条例の理屈は盛岡市役所の条例はわかりませんが、その条例の形でやるというのであれば、少なくともこれは6,500円ぐらいに減らしておかないと、これは議会だつて通らないのではないかなと思いますけれども。どうせ格好だけですよという話ですけども、格好だけでもちょっと意味がわからないのだ。本当にこれでいいですか。これ検討したほうがいいのではないですか。いいです。ここではできないのであれば、本庁とも相談をして練り直して、本音的には私は5,500円、現状、実際やっている素泊まり額を示して大いにアピールするべきだと思いますし、人数がふえていくに従って1人当たりの宿泊料は減ると、これは一般的な商法ではないかなと思いますので、ここで結論出ないようですから、ぜひ詰めていただいて、全員協議会までには検討されたらどうでしょうか。

以上です。

(**竹田会長**) ちょっと答弁お願いします。

(**小原事務長**) ありがとうございます。今の実際の料金に合わせたらいいのではないかなと、そういう考え方もあるのかなというふうには思います。ただし、実際の料金については、ユートランドのほうでその料金でお示しをしておりますので、先ほど来ちょっと申し上げましたけれども、条例ということで、今回はあくまで人数のところをいじらせていただくということで、料金内容の変更ではないということで何とかご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

(**竹田会長**) 湊委員。

(**湊委員**) 今の佐々木さんの意見に関連するのですが、私も地元にできた施設だから、クラス会とか、そういうときにはなるべくここを利用するよというので、今度も2月にやる予定にしているのですが、パンフレットをもらおうと、さっき佐々木さんが言ったように、部屋の料金が、今はちょっとわかりませんが、ついていたのです。

こういうふうに細かく1人部屋が幾ら、2人部屋が。ところが、クラス会やるとなると部屋割りだけが違ってきて、料金は同じに徴収するということがあって、果たして幾ら集めれば賄えるのかというのが非常にやりづらかったというのがあるのです。今実際には、宿泊は1万1,000円、それから日帰りは6,000円という形で開催すれば賄えるということが、さっき言った指定管理者のほうで示している料金だと思うのですが、逆にパンフレットとか、そういうのに細やかなし料金を定められると、ちょっと逆に自分がどこの部屋になるかもわからないで宿泊予約するわけですので、パンフレットにはこういった細かい部屋割りは入れないようにしたほうが、逆に利用者はわかりやすいと思いますので、そのことを要望だけです。

(小原事務長) 実際は、さっき申し上げたように、細かい区分ではなくて、例えば普通洋室で言えば1名利用の場合は5,500円、これはサービス料、消費税及び入湯税を込みということでこの値段ということでございますし、2名、それから3名利用の場合は4,500円ということでございますので、そんなに細かい区分けにはしていないというところではございますけれども、ちょっとわかりづらいということがあれば、そこら辺については、指定管理者とも話をしていきたいと思っておりますし、わかりやすいような示し方を考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(竹田会長) ほかにございませんか。

ちょっと私聞いてもいいのでしょうか。最初の説明の段階でお話いただいたわけですが、この改正はそもそも諸経費等がかかる、ふえている、そういった中での引き上げ改定だと、ここには書いてあるようですが、条例は上限だけ定めておいて、実際の料金につきましては、別に運用の段階で受託者のところで金額を決定しているというお話でございます。であるならば、この金額、委員の方からも発言があったわけですが、できるだけ実態に近いところで定めるのがいいのではないかなという趣旨のお話もいただいているわけですが、私も今の料金で足りないから改定したいというふうに料金改定のところの説明で読み取れるのですが、そのところはどのようなのでしょうか。現行の条例の中で、つまり必要であればもう少し運用の段階でもらえるようになっているだろうと思いますが、このところはどのようなのですか。

(小原事務長) 経費がかかってという部分については、クアハウスについての料金改定の説明の中でそのように書かせていただいております。これについては、オープン以来、ずっと料金を据え置いてきたということでございます。

それから、部屋のほうにつきましては、実際にはこれを上限として、現在の制度では指定管理者の判断の中で、市長の承認を得れば決定できるということでございます。現在の指定管理者がそのような5,500円、4,500円という料金を決めているところでございます。ただ、指定管理者が変わって、別の方が、別な考え方で出してくるということになれば、変わってくる可能性はあります。ということで、これについては、今回余りいじらないで上限額ということで押さえさせていただいて、実際には、何度も申し上げさせていただいておりますけれども、指定管理者が設置者である市長の了解を得た上で独自に定める。今

の指定管理者については、今の料金でございますが、今後こういった指定管理者の方になっても、この上限額の中で定めていただくと考えているところでございます。

以上でございます。

(竹田会長) それで、何回もこれは出た話なわけですが、例えば普通洋室の3人とか、あるいは特別洋室の5人、それから和室の5人、この部分は現行の条例ではないから新たに付け加えたいというのであれば、その部分はまずわかるとしても、金額そのものは変えていない、普通洋室の場合は1人、2人は変えていないわけですが、3人目の分を追加する、それから、特別洋室については5人目の部分、和室についても5人目の部分、これを追加するというだけですが、ただ実態はこれより低い料金で徴収しているわけですので、この条例、あえてこのように変えなくても、実質的な料金徴収は低い額で取れるわけですよ。ですから、条例は上限だからというふうに言うけれども、あえて直さなくても差し支えなかったのかなという気がするのですが、どうなのでしょう。

(畠山産業振興課長) 今回の宿泊施設の改正につきましては、条例上、定数のような形で普通洋室については2人までという記載になっております。ここに3人泊まった場合、どうなるのだということになりますので、実際どうしても混んでくれば、余裕がある場合は2人まで、和室であれば4人以上入れないというような形にはなろうかと思えますけれども、最近、高校生とか、子供たちの合宿とか、団体利用が結構ふえてきておりますので、1室にもう少し入れたいなというパターンが出ております。そのときに、条例上で3人、5人という規定がないとまずいのではないかということになりまして、最大人数まで設定しておかなければならないということで、宿泊については人数区分の拡大です。定数の拡大ということで今回条例を改定したいというものでございます。ですので、料金につきまして今回、実際詳しく検討をしております。定数の改正だけという考えで宿泊分については考えておりました。先ほどご指摘あったように、実際の値段とかかけ離れているというご指摘もございましたので、実際の料金改定、条例上の改定につきましては今後検討しながら周りの条例、市町村の条例とも検討して、今後訂正が必要になった場合には変えていくということで、今回は定数の見直しということでお願いするものでございます。

(竹田会長) ほかにございませんか。

( 「なし」の声 )

(竹田会長) ないようですので、質疑は打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきまして、審議案件第2号 盛岡市総合交流ターミナル使用料等の見直しについてを原案のとおり可としてよろしいのでしょうか。賛成の皆さんの挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

(竹田会長) 挙手は一人もございません。

よって、この案件につきましては、この協議会といたしましては不可とすることに決定いたします。

続いて、自主的審議事項に入らせていただきます。審議第3号といたしまして、委員提案事項を議題といたします。

実は、この案件につきましては、前回の協議会におきまして佐々木由勝委員から提案があった事項でございます。前回の協議会で提案されている項目について、実現可能性など調査した上で再度審議するという事になっている案件でございます。

調査結果につきまして、事務局のほうから報告を求めます。

(小原事務長) 私のほうから、まず前段お話をさせていただきたいと思っております。済みません、座ってお願いいたします。

前回提案に関する施設利用の許可等が可能かどうかということの確認を行うとしていた件についてでございますけれども、提言事項の1番目、市有地の駐車料金の無料化、それから、提言事項の2番目、好摩駅舎自由通路における産直等の開催が可能かどうかということ进行调查、確認を行いましたので、その2点につきまして調査結果を担当課のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

(村山参事兼総務課長) それでは、座って説明させていただきます。私のほうからは、市有地の管理者としてご説明を申し上げたいというふうに思います。

提案事項1番目の好摩駅、渋民駅の市有地の駐車場無料化についてでございます。現在両市有地を好摩、そして渋民ふれあい広場として条例で位置づけをしております。それで、駐車場などに利用していただいているわけですが、管理につきましては地元の団体に指定管理者としてお願いしているところでございます。この案件につきましては、本協議会において、平成23年12月1日付の意見書でIGR渋民駅無料駐車場の実証についてとして、市に意見書を提出しておったところでございます。その際の市の回答では、管理者の運営益による地域活動への影響、あるいは民間駐車場への影響などにより、無料化は実施困難という見解が示された経緯がございます。今回の好摩、渋民ふれあい広場の駐車場駐車料金の無料化につきましても、地元の両指定管理者との今後の協議、そして新たな管理費用の発生、あるいは周辺の民間駐車場の方々への影響などと、こういったものが課題として挙げられるのではなかろうかと思っております。これらの課題の解決が今後必要になると思われます。

私のほうからは以上でございます。

(水澤建設課長) 続きまして、提案事項2番目の、好摩駅舎自由通路における産直等の開催が可能かどうかについてであります。道路占用業務の担当課の建設部道路管理課からは、道路占用許可条件としては、歩道路上でのイベント等を行う際は、手すりを含まない幅の3.5メートルの歩行者スペースを残さなくてはならないとなっております。好摩駅東西の自由通路の場合は、幅員3.5メートルの状況であります。ただし、開催場所の代替性や目的から、同通路以外の場所がない場合は、歩行者スペースの最小限の幅2メートルと、バリア

フリー機能の手すり片側が確保されれば、残りの歩行者スペース1.5メートルの場所で公共性のある団体であれば許可が可能であり、その際の許可条件としては、許可した後に、歩行者が増加、増員し、歩行者スペース2メートルが確保できない状況の場合は、許可の取り下げもお願いできるとの確認をいたしたところでございます。

以上となります。

(竹田会長) それぞれ説明をいただきました。

これより委員の皆さんから質問あるいはご意見等を承りたいと思います。

佐々木委員。

(佐々木委員) 提案者とすれば、非常に事務的なお答えをいただいて、残念でなりません。これは、地域活性化部会がI GRの社長あるいは担当課長さんとの懇談結果を受けての話です。平成23年度、これも私が提案したのですが、こういうお答えをいただいて、無料化はできないと。しかし、現実的に利用者がどんどん減る、全部滝沢どまり、これはいけないだろう。11本あったのです、滝沢どまりが。これを何とか好摩、沼宮内まで、ふやしてほしいと要望しながら、そのことは書いていないですけれども、四、五本ふやしていただいております。しかし、I GRとすれば、利用者が減るなら当然減らしますよという条件付きの増便なのです。したがって、今の減り方は物すごい減り方なのです。渋民、好摩、川口、沼宮内を含めてです。したがって、今のままだと、また滝沢どまりが、かなりふえてくるという状況になりますので、23年度のお答えの答弁要旨は全く現実には合わない。しかし、渋民駅も好摩もそうなのですが、きょうは米田さん来ておりますけれども、月決めだったのです、全部。渋民44台、好摩も50台ぐらいあるのですが、月決めオンリーだったのを2こまだけ1日200円のこまにさせていただいたのです、そのときに。そのことも書いていません。そうしたら、きっぷが10万円以上売れているそうです。2台のスペースだけで、200円で。そういう効果が、無料までいかなくとも200円でもふえている。これは、I GRに確認しましたから、成果として出ているのです。そういった意味での無料駐車場化という話は当然一番いいのですけれども、そういった意味です。

それから、I GR用地もあるのです、好摩にも渋民にも。市有地が無料化するなら、I GRはせざるを得ないだろうというご答弁もいただいております。そうしますと、市有地が、ある一部団体に貸しているのです、それは既得権を侵害をする、あるいは民間の駐車場に申しわけないという盛岡市さんのご回答の話はわからないわけではないのです。お話を聞いても当然、民間の皆様方がそうおっしゃいます。しかし、列車の本数が減る話と、当たり近所の話ではないだろうというふうに思いますので、改めてこの駐車場について無料化のお願いをしたところなのです。前回は、これを200円の日決めの駐車場に2スペース、出迎え、お送りの駐車場1スペースと渋民の場合3つ、好摩もそれぐらやっていっていると思います。これをぜひ拡大をするなりしていただきたい。

それから、さっき村山参事のお話にありましたが、そもそも論の議論になりますと、市有地の使い方に問題がありませんかという話になります。市有地の使い方、これは玉山村時代にあった話です。盛岡市の条例、あるいは市有地の使い方の管理規程あると思いますが、全く合っていないのです。一部団体、一部業者にお貸しをして、月決めでやって、そ

の上がった額でお祭りやったり、地域の活性化に使いますという論理は通らない時代ではないかなと。ましてや並行している IGR が 30 万で貸しているのです、 IGR さんの場合は無料ではなくて。 IGR を含めた、無料までいかないのであれば 1 日 200 円ぐらいの利用料金でやったら、少なくとも列車の本数の確保にはなるだろうというような話なのです。

それから、もう一点、これも村山さんから話なかったのですが、例えば渋民の場合は船田東自治会に十何年、玉山時代からですから 10 年以上貸しているのですが、自治会では収入を得て税金を納められないのです。別会社つくっているのです、法人化をして、それで税金を納めているのです。好摩の場合は振興会さんですから、どうなっているかわかりませんが、法人でなければきっと別会社をつくられているのだろうというようなこともお聞きをしたり、調査をしたりしております。そういった面からいくと、市有地の使い方のところまで波及してしまうのです、どうしても今のような理由でご答弁をいただくと。我々は、どうしてもこの IGR の列車の本数を、滝沢まで来ていないならいいのです。学生を乗せるために滝沢にはどんどん来て、それがあそこでストップして、我々が乗ってみたら滝沢どまりだったという話、何回もあります。

それから、ほかの駅舎の例が出ていました。巣子駅駐車場に置いている調査がこの前出ました。ほとんど玉山区の皆さんは巣子駅に置いているのです。なぜでしょう。無料です。滝沢では無料。150 台ぐらいあります。電車賃が 380 円です。駐車料金はただ。定期、運賃は安いとなったらみんな行くの当たり前です。玉山区だけではありません、川口、沼宮内、八幡平、昔、好摩に置いた大更、松尾の皆さんが巣子に行っているのです。だとすれば、無料駐車場の効果というのは大きいのです。無料までいかなくとも 1 日 200 円とか 100 円とか、そのような改革をしていかないといけないだろうなという地域振興部会の議論の中で、部長である私が提案をして、活性化をするという意味で市なり IGR さんの用地の駐車場化、やはり直営でなければ指定管理者でもいいのしょうけれども、月決めオンリーの話ではいけないだろうなと。それを財源にしてやっている団体さんですから、非常に困る話になるかと思いますが、指定管理料の中でその分は補償できないこともないわけでありますので、駐車場についてはその辺あたりを電車の確保上、お願いをしたい。

もう二つ目は、3. 何メートルかのスペースがあればいいということですから、これは活用できるということでありますので、道路も含めて、通路を含めて活性化に活用できるだろうと。

3 つ目は、当然これは市の行政の中での話です。今回この後に出てきた例のエコ発電の巡回バスを回すということをして市長が答弁をしておりましたので、そういった話も電車も使えるような格好でいけば、さらにふえるのかなと思っておりますので、ぜひぜひ IGR の本数を好摩までふやすような施策として、あらゆる難題を解消をするような方向で行政の指導力をお願いしたいという話です。少し長くなりました。

以上です。

(竹田会長) ほかに。

はい、どうぞ。

(村山参事兼総務課長) 佐々木委員の、乗客、利用者が減少している、これを何とか解消した

いという思いがあつての提言だと思っております。平成25年からの日にち貸しの駐車場を見ると、非常に確かに実績は伸びています。渋民についても25年から多くて120台ぐらいが、25年には918台、26年には1,148台といった方々が利用してございますし、好摩でも26年度から実施しております、これらは非常に効果が出ているというふうに思っております。

今回私と建設課長がお話し申し上げたのは、前回のこの提案があつたときに、であれば制度的にどうなのか、可能か不可能なのかというあたりをそれぞれの立場で検証、検討して、可能かどうかということで今お話を申し上げたつもりです。いずれ、今までそれぞれ好摩、渋民の団体にこの駐車場を管理運営をしてもらっています。確かに渋民も新しい病院ができたりして、幾らか変わってはございます。それで、この地域協議会の中で、利用者増に向けた駐車場無料化が本当に効果があるのかというあたりをご検討いただきながら市に提案していただければありがたいのかなと思っております。

以上です。

(竹田会長) ほかにございせんか。ありませんか。

皆さんのほうから……はい、竹田委員。

(竹田委員) うちであつた事例なのですけれども、うちは駐車場が広いわけですよ。どこにも好摩に駐車場がないからとめさせてくれと、一晩とめて東京に行ってきたようです、お土産いただきましたから。やっぱり佐々木さんがおっしゃるとおりに、一晩でもとめる場所、借りている人たちはいいのしょうけれども、全然それがないと本当に困っているようです。つつい困り果てて、うちの駐車場に何とか置かせてくれと一晩とめたのですけれども、そういうことは大事なことだと思います。一人でもふやすには駐車場、無料でとめられるようなところがあれば、1人でも2人でもふやすためにも必要なことだと思いますので、ぜひぜひこれを考えていただきたいと思つています。実際にあつた事例でございますので、多分大更か松尾か、そっちのほうからいらした方だと思います。

(竹田会長) ほかに。意見でも結構だと思います。

(太田委員) ちょっと素人的な質問かもしれないのですけれども、例えば今すぐには無理という話ではないですか。というのであれば、例えば1年、年度ごとに、と言えど何台とかとちょっとずつふやしていつて検証的なというか、データとったりとかと、そういうふうなことも実際できなくはないのかなということをおつたのですけれども、実際できるのであれば、そういうようなのも、ちょっとやってみるというはあるのかなというように思うのですけれども、実際どうなのですか。

(竹田会長) はい、どうぞ。

(村山参事兼総務課長) 今無理と言つてはいないのです。本当にこれをやることによって利用客がふえるのかというあたりのやっぱり検証がないと、そういったのを市にも提案するにも地域協議会としての提案ですので、単なる案だけではなかなか通らないのではないかな

と。「こういうわけで、実態がどうなので、これを何とかして無料化に向けて取り組んでもらいたい」とか、単なると言えば失礼なのですが、実際この間、交通政策課で調べた結果でもいろいろ数字が出ています。ですから、それらも検討の中に入れながら、確実性のあるものとして取り組んでいただきたい、というようなものをもう少し、例えば部会の中とか、そういった中で再度ご検討いただいて、その中で積み上げてきたものをこの地域協議会全体としての意見で出していただければありがたいのかなと個人的には思っているところがございます。

(竹田会長) 佐々木委員。

(佐々木委員) そんな話を村山課長に言われるとは思わなかったな。根拠がないという話は、先ほどあなた言ったでしょう、渋民、好摩の1日200円の効果。これは、あいているところは1日200円で、約束的には2スペースなのだけれども、月決めのあいているところは置きましようねという実績が出ているわけです。

それから、何よりも大釜と巣子です。大釜300万、巣子300万の経費をかけて無料にしているのです、滝沢市では、600万どころの成果ではない。自動販売機だけで元とれるというぐらいの効果なのです。

それから、青山の1日300円、200円、あの陸橋下の。非常に成果を出しております。それから、沼宮内の駐車場。あるところはどんどんふえている。新幹線だって一関、水沢、新幹線のあるところに気仙沼とか高田からまで来ている。これは、もう調べなくてもわかるし、我々は根拠を持って提案しているのです。地域活性化部会でI G Rとの協議の結果であります。ましてや提案をした中で、これを受けるかどうかについては、役所のプロの皆様方がきちっと調査をすれば半日もかからないでわかる話であります。したがって、これらについて、まず提案をするという根拠を持った提案でありますので、さらに精細にやるとすれば交通政策課なり財務部なり、あるいは管理課なりの専門の皆様方が調べれば、我々3日かかるところを半日もかからないで出せる。その上で回答をいただければいいわけですから、根拠を我々で調べろと言われても、これ以上調べられないのです。ある程度の根拠を持って出しているお願いであります。

以上です。

(竹田会長) 米田委員。

(米田委員) 好摩駅の駐車場を管理しておる振興会なのですが、今提案者の佐々木さんのおっしゃることもわからないわけではないです。ですが、不公平さをどのようにして解除していくかと。今でもその空きスペースに低い単価で貸しているところに、定期的に月決めみたいに借りている人からやっぱり小言が出ております。それで、なぜ私たちの管理下の中で減額あるいは無料化しなければいけないのかと、私らも役員会で再々話をしておりますが、やっぱり無料化というのは費用対効果等々もあります。これは、単なるI G Rの乗客を伸ばすための無料化なのか、それであればI G Rさんが30台も駐車場をやっているのです。それを既に無料化してからやるのであれば、私らも考えなければいけないのかなとい



う、両方から責められながらも私たち、苦肉の策で今続行しております。ですから、私ら商いとしては無料化には本当に抵抗があるのです。利用料金を地域に還元という市の指導、前の玉山村の指導で、我々税金を払いながらやっています。赤字なのです。実質的に役員は無料奉仕なのです。だから、そういうことで貢献しているつもりですので、そこをよくよく皆さん考えて提案していただければと思いますので、これは行政と我々としっかりした意見を述べて、市に提案したいと思います。

(竹田会長) ほかにございますか。

齋藤委員。

(齋藤委員) 今の米田委員さん言ったように、これはかなりの利害が絡みます。ですから、ここだけでこうするとかと、ちょっとこれはできないような気がします。もう少し実際利害ある人と調整したり、それから2番目の産直ですか、これも誰がやるのか、その辺もちゃんと詰めてからのほうがいいかなと思います。そういう意味で、これはもう少し続行したほうがいいのかと思いますが、どうでしょうか。

(竹田会長) ほかにございますか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) なければ、一応質疑といえますか、それは打ち切りまして、今後の扱いについて皆さんにお諮りしてみたいと思います。ただいま齋藤委員さんのほうからお話ございましたように、この問題についてはもう少し検討してみる必要があるのではないかというご意見だったと思っておりますが、そういう意味で一つの方法として部会のほうにお願いして、先ほど来、市のほうから説明がございましたような問題点といえますか、そうしたものも踏まえながら、佐々木委員さんから提案されているような趣旨に沿うためにはどういう角度から検討していけばいいのか、その辺についてももう一度部会のほうでしっかりとご議論いただいて、その結果をこの協議会に出していただくという取り扱い方でどうなのでしょうか。

はい。

(佐々木委員) ちょっと待って。部会に落とされてもこれ以上の検討はできません。I GRの社長と担当課長来た議論です。その上を受けて言っているわけですから、あとは盛岡市の市有地とI GR用地を借りている皆さんとの話し合いは市でやってください、提案した後に。その用地の貸し方、使い方、部会ではそれ以上入れないのです。ですから、これはかなりの部分詰めた上での提案というふうに、最終的には今、平成23年度の答えにありましたように、そのときもそうでした、利害関係、既得権、それで延期になっているのですけれども、25年にはそれをさらに、では何台か日決めを出しましょうということで成果を上げているわけですから、ぜひ提案した上で、このI GRの本数は、あしたあさって、人数が減れば、減らすと言っている話もありますので、まず提案をさせていただいて、今の利

害関係等があるとすれば、市の関係課と財産管理上の課題を含めてご議論はいただきたい。あるいは、I GRを先にやれという話も今出ました。それは、これは市のほうが、まずそっちやってみろやと、I GRが一番金出しているのは盛岡市ですから、発言権あると思いますので、ただ交通政策課ではないと思いますので、各関係部局が入って、提案した後の議論として、行政サイドで詰めていただきたいというのが地域協議会とすれば、その上の話はないのではないかなと、これ以上は詰められないと思います。

以上です。

(竹田会長) ありがとうございます。

私の申し上げたのは、さっき村山参事とか、水澤課長から説明あった中身にもございますように、やっぱり現在使わせている駐車場ですか、これらの問題についてもどういう契約内容で今の状態で使っているのか、その辺のところも私もしっかり把握していませんが、そういったことも含めて、この問題を市のほうに上げてやるためには、見通しとしてある程度はしっかりさせながらやっていかなければならないのだろうと思ったところでございます。齋藤委員さんが言うように、もう少し実現性の部分まで、ある程度話し合いしてみた上で、この問題を処理するのも一つの方法かなと思って、申し上げてみたところでございます。

(佐々木委員) 会長、今まで提案して通ったもの1割もないです。提案したもので通るといふならやりますけれども、提案して通ったもの何割ですか、出してください。2割もいっていないのではないかな。10本出して2本ぐらいです。先ほどの辺地計画の中止を頑張ってやった点がそうだし、玉山周りのバスの中止を提案して通したの、そんなぐらいです。あとは全部却下です。ですから、これだって出してもやるとは来ません。だから、これ以上詰めると言われても誰が詰めるの。詰められないです、我々のデータでは。ですから、役所が提案があったな。では、断るために何を調べるかというので断ただけです。お断りがほとんど、七、八割は。先ほどの学校の事務員だってそうでしょう、教育委員会。こんな回答で終わってしまうんです、どうせ。ただ、提案をしなければ検討しないのです、提案したら初めて検討する。このうち3番目ぐらいはやりましょうという回答で来るでしょう。駐車場については、無料は無理だから日決めにしましょうと、そういう回答は想定しているのですけれども、それでも結構ではないでしょうか。出さなければ、市側は検討に入らないという、これは普通の理論でございますけれども。

(竹田会長) 佐々木委員さんからは、見通しも含めてご意見いただいたわけですが、やはり今のような状態で協議会の意見として上げてやるか、それとも、たまたま齋藤委員さんが発言したような形で、もう少し検討してみる必要があるのではという意見もございますが、皆さんのほうで何かそれ以外にあれば意見を出してもらいたいと思います。

湊委員。

(湊委員) 無料化というところはともかくとしまして、私も時々利用するのですけれども、やっぱり月決めの駐車場しかないというところで、本当は時間的には電車に乗ったほうが

20分、25分で着くからそっちで行きたいなと思って駅に向かっても、結局は置くところがないからということで、そのまま、まあいいか、車で行くか、という形で、実は駅前に行く場合でも、そういう使い方していて、駐車場がないというのは非常に不便には不便です。渋民駅のほうが日にちで入れられるところがあるというのを聞いて、渋民駅まで行って乗っていったことも確かにあります。だから、無料化ということはいきなりではなく、不便を感じているから、好摩駅にもう少し日貸しの、そういう駐車場スペースを確保してほしいという形で要望できないのかなと思います。

(竹田会長) 米田委員。

(米田委員) 無料化、何台かスペースをあけてということ、これはもう冬場であれば五、六台は既にあいています。ただ、管理に携わって窓口になっている場所がなかなか困難なのです。例えば今のところ、好摩石油、あるいは伊五沢商店にやってもらっているのですが、月決めであれば、どんとあぐらかいてできるのですが、日にち割となると常時12時間ないし、いなければいけないということで、なかなか管理体制は難しいです。無料化はもう何台かは開放して冬場は雪捨て場所にしていましたので、それを解除というか、どこかに捨てれば、それはできないわけではない。これは可能です。ですから、全く無料の駐車場がないということはないのですが、いずれ管理体制が非常に難しいということで、今でも苦労しているというのが現状ですが、今までの討議の中から聞きますと、やはりそういう努力はしなければいけないのかなと思いますし、今後は私どもも役員会等々開いて、明るい方向に話を進めて、町の活性化にもつながるのであろうし、駅の利用者、運行本数を減らされない制限まで、ぎりぎりまで頑張ってみたいなとは思っていますので、少し時間がかかるかと思えます。

(竹田会長) 佐々木委員。

(佐々木委員) 私、好摩の話、日決めの話が、何台かあるという話は知っておったのですけれども、事務局長さんがお金を取ってやっているという話は知らなかったです。渋民の場合は、きっぷ買うときに200円置くのです。そのきっぷ売の方はただで、きょう2,000円集まったら2,000円を事務局長さんのところに納めていくのです。「何で無料でこの仕事をするんですかね」と、きっぷ売の方がかわれば言うのですけれども、「駅員さん、きっぷが売れたらいいんじゃないの」と言ったら「ああ、そうか」と言うんでご理解をいただいて、先ほど2スペースと言いましたけれども、月決めである場合があるのです。そこにも置かせているのです。7台とか3台とか置かせる月もあるのです。そうすると、月に3,000円とか4,000円をそのきっぷ売の方が取られて、帰りに事務局長、今、会長ですけれども、そこに置いていくのです。これぜひそれをやらないと、湊さんがやったのは、きっとそれでお支払いしていると思いますし、それはぜひIGRさんと相談すれば、これは社長も了解事項ですから、すぐ受けていただけだと思います。

(米田委員) 大変難しいな、好摩の場合は。

(佐々木委員) それは、我々が言うてはだめですから、役所が言えば通るのです。渋民も役所に入ってもらって、この要望の中で通った話であります。

(米田委員) やらないで何だかんだ言うよりは、まず当たってみます。

(佐々木委員) 非常に効果大きいですよ。日の200円。青山もそうです。非常に成果が出ているそうです。

(米田委員) いや、本当は小まめにもらったほうが多く入るのは入るのです。ただ、管理費がね。駅員を使っているとは知らない。

(佐々木委員) ああ、そうですか。それはぜひ相談をして。

(米田委員) 個人的な話になって申しわけない。

(佐々木委員) ぜひ電車乗らないと、電車の本数減るのです。これははっきり言われていますから。今4本ふやしてもらっているのですけれども、お客さん減れば、当然滝沢に戻しますよ、ということも言われた上でふやしてもらっていますので、これはぜひ何とか……

(米田委員) おれたちのほうばかりではなく、I G Rの駐車場も少し動かさないと。

(佐々木委員) それが刺激になって、I G Rさんが無料化したり、200円にしたりしていただければ、これは大きな成果です。好摩は70台ぐらいあるのですか、合わせれば。渋民で45台です。

(米田委員) 駅、30ぐらいありますよね。

(佐々木委員) そうですよね。そうでないと、昔のように好摩はすごかったです。ラーメン屋さんにみんな八幡平の方々が車を置いて、電車を待ったり、おりてから食べて、みんな行きましたよね。今は、さっぱりラーメン屋なくなりました。

(米田委員) 時間少しください。

(佐々木委員) ぜひ会長、そういうことで何とかお願いします。

(竹田会長) はい。いや、これから決をとりますから。いろいろ意見をいただきました。ついては、このまま延々とここで議論するのも一つの方法かもしれませんが、質疑はこれで打ち切ってもよろしいのでしょうか。

( 「なし」の声 )

(竹田会長) それでは、お諮りしたいと思います。

今までの意見では、提案者の佐々木委員さんは当然なわけですが、ぜひこれを市長のほうに協議会として意見書を出してほしいと、提出するよにということでございますし、先ほども触れましたけれども、齋藤委員さんからは、もう少し調査といいますか、検討する部分もあるのではないかとのご発言だったと思っておりますが、継続して部会において、という趣旨かと思いましたが、審議をする、協議をする方法が案として出されたのかなと思っております。

そこで、皆さんにお諮りしますが、まずこの意見書を市長のほうにこの内容で提案するというほうに賛成の方の挙手を求めたいと思っております。

( 賛成者挙手 )

(竹田会長) 5人です。

(湊委員) このまま提案するの。

(竹田会長) ええ、このまま。

(齋藤委員) 今、米田委員さんは無料駐車場、かなり問題あると言いましたよね。そういう、文章変えるならばいいと思います。このままでは、ちょっと今のままでは無理だなと。

(竹田会長) それでは、齋藤委員からも、今、ご発言ありましたけれども、もう少し検討して、文面ですか、内容も含めて検討してみたらというふうな趣旨だと思いますが、そうした方向で引き続き検討してみること賛成といいますか、検討するほうに賛成の委員の皆さんの挙手を求めたいと思っております。

( 賛成者挙手 )

(竹田会長) 7名でございます。

よって、この問題、引き続き検討するということになるわけですが、これ部会長さんがまずここは……

(佐々木委員) いや、私はできませんので、戻します。廃棄します。

(竹田会長) ああ、そうですか。

(佐々木委員) 今やらないので、我々任期切れるのです。そんな先まで延ばしてられない。だめだとすれば、今回負けたことで恥ずかしいですが、やめます。任期が切れる中で議論

してもしようがない。

(竹田会長) そういうご発言もございましたけれども、いずれこの案件につきましては現時点では引き続き検討してもらおうということにしたいと思います。

(佐々木委員) うちの部会にやれと。

(竹田会長) 先ほどの話でございますけれども、部会ということをお願い……

(佐々木委員) 次の地域協議会いつですか。

(村山参事兼総務課長) 2月です。

(佐々木委員) 2月ですよ。では、2月までは任期、我々あるのです。2月に向かって部会でやれということであれば、頑張ってみます。

(村山参事兼総務課長) 任期は3月までです。

(佐々木委員) 任期は3月。次の地域協議会が2月。

(村山参事兼総務課長) 2月と3月。

(佐々木委員) 3月もあるのですか。

(村山参事兼総務課長) もう一回、あと2回。

(佐々木委員) では、しようがない。

(竹田会長) しようがないと言わないで、少し頑張ってください、まず。ということで、部会のほうで再度という形になるかもしれませんが、ひとつご検討いただきたいというふうに思います。

以上で審議案件が終わりました。

## 6 その他

(竹田会長) その他でございますが、その他、何か委員さんのほうからございますか。

( 「なし」 の声 )

(竹田会長) ないようでございます。

事務局のほう、何かその他あればどうぞ。

(村山参事兼総務課長) それでは、事務局からお話を申し上げたいと思います。

1点といいますか、皆様に任期満了に伴う再任のお願いの文書が届いているかと思えます。そういうことで、ぜひご承諾をいただきまして、委嘱状交付式と会長、副会長の互選、それから付議案件があるようでございますので、地域協議会と、これらを2月16日に行いたいと思います。ぜひ予定をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、先ほど話がありましたが、あとは3月下旬、議会の合間を見ながらですが、25日前後になるかと思いますが、その辺で最後の地域協議会を開催する予定でございますので、こちらのほうもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

## 7 閉 会

(小原事務長) 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

それでは、これもちまして第63回盛岡市玉山区地域協議会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(16時30分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 218)

FAX683-1130

E-mail [tm.soumu@city.morioka.iwate.jp](mailto:tm.soumu@city.morioka.iwate.jp)